

会社法第782条第1項に基づき備置する事前開示書面

- 1.吸収分割契約書
- 2.会社法第758条第4号に掲げる交付対価の相当性に関する事項
- 3.会社法第758条第8号に掲げる剰余金の配当に関する事項
- 4.会社法第758条第5号及び第6号に定める新株予約権に関する事項
- 5.会社法施行規則第192条第4号に定める吸収分割会社に関する事項
- 6.会社法施行規則第192条第6号に定める吸収分割承継会社に関する事項
- 7.会社法施行規則第192条第7号に定める吸収分割が効力を生ずる日以後における当該吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

2023年3月22日

株式会社SHIFT

1. 吸収分割契約書

吸収分割契約書の内容は別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる交付対価の相当性に関する事項

本件吸収分割に際して、吸収分割承継会社である当社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）からEQIQ株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）に交付する対価は、吸収分割契約書「第4条 本件吸収分割の対価」のとおりです。

本件吸収分割に際して交付する対価については、本件吸収分割により吸収分割承継会社に承継される事業価値を算定し、その他諸般の事情を総合的に考慮して決定されたものであり、相当であると判断しております。

3. 会社法第758条第8号に掲げる剰余金の配当に関する事項

該当事項はございません。

4. 会社法第758条第5号及び第6号に定める新株予約権に関する事項

本件吸収分割に際して、吸収分割承継会社は、吸収分割会社の新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わる吸収分割承継会社の新株予約権を交付しないため、該当事項はございません。

5. 会社法施行規則第192条第4号に定める吸収分割会社に関する事項

吸収分割会社の最終事業年度の貸借対照表は別紙2のとおりです。

また、吸収分割会社の最終事業年度の末日後に発生した、重要な財産の処分、重大な

債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象については、該当事項はございません。

6. 会社法施行規則第192条第6号に定める吸収分割承継会社に関する事項

吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に発生した、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は以下のとおりです。

(1) 資本金の減少

当社は、2022年11月25日開催の第17回定時株主総会において資本金の額の減少について決議し、2023年1月10日にその効力が発生しております。

① 資本金の額の減少の目的

今回の資本金の額の減少は、今後の資本政策の柔軟性及び機動性の確保を継続することを目的とし、会社法447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

② 資本金の額の減少の要領

I. 減少する資本金の額

67,693,500円

II. 資本金の額の減少方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替えております。

(2) 資金の借入

当社は、2022年9月27日開催の取締役会において、資金の借入について決議を行い、

借入を実行しております。詳細は以下のとおりとなります。

借入先	みずほ銀行	三菱UFJ銀行
使途	運転資金	運転資金
借入金額	1,500百万円	1,500百万円
借入金利	基準金利＋スプレッド	基準金利＋スプレッド
借入実行日	2022年10月12日	2022年10月12日
返済予定日	2023年8月31日	2023年7月31日
担保の有無	無	無
保証の有無	無	無

(3) コミットメントライン契約の更新及び借入枠増額

当社は、2022年11月1日付け開催の取締役会において、流動性確保を主目的として、コミットメントライン契約の更新及び借入枠増額について決議を行いました。契約内容は以下のとおりとなります。

借入先	みずほ銀行	三菱UFJ銀行
契約更新日	2022年11月18日	2022年11月4日
契約期間	1年間	1年間
借入枠	4,000百万円	3,000百万円
借入金利	基準金利＋スプレッド	基準金利＋スプレッド
担保の有無	無	無
保証の有無	無	無

(4) 当座貸越契約の更新及び借入枠増額

当社は、2022年12月14日付け開催の取締役会において、買収関連費用を適時に確保することを目的として、当座貸越契約の更新及び借入枠増額について決議を行いました。契約内容は以下のとおりであります。

借入先	三井住友銀行
契約更新日	2022年12月19日
契約期間	2023年1月4日～2023年6月30日（6か月間）
借入枠	15,000百万円
借入金利	基準金利＋スプレッド
担保の有無	無
保証の有無	無

(5) 株式会社キャリアシステムズの株式の取得

吸収分割承継会社は、2023年1月30日付で、齋藤久武氏との間で株式譲渡契約を締結し、2023年3月1日を取引実行日として、齋藤久武氏から株式会社キャリアシステムズの普通株式600株を取得しております。

7. 会社法施行規則第192条第7号に定める吸収分割が効力を生ずる日以後における当該吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

貸借対照表における吸収分割承継会社の2022年8月31日時点の資産の額は32,474百万円、負債の額は9,448百万円、純資産の額は23,026百万円であり、その後、これらの額に重大な変更は生じておりません。本件吸収分割により、吸収分割承継会社が

吸収分割会社から承継する資産の額は4百万円、負債の額は4百万円となる見込みです。また、本件吸収分割の効力発生日までに、吸収分割承継会社の資産および負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。以上より、本件吸収分割後における吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。以上の点、吸収分割承継会社の収益状況、キャッシュ・フローの状況等にかんがみて、吸収分割承継会社の負担する債務については、本件吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあるものと判断します。

以 上

会社法第794条第1項の定めに基づき、本店に備え置くべきものは以上です。

2023年3月22日

東京都港区麻布台2-4-5 メソニック39MTビル

株式会社SHIFT

代表取締役 丹下 大

別紙1 (吸収分割契約書)

吸収分割契約書

EQIQ 株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社 SHIFT（以下「乙」という。）は、甲が営む有料職業紹介事業（以下「本件事業」という。）について甲に帰属する権利義務を乙が承継する吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（分割当事会社の商号及び住所）

本件吸収分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商 号：EQIQ 株式会社

住 所：東京都渋谷区神宮前二丁目 26 番 8 号神宮前グリーンビル 4F

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商 号：株式会社 SHIFT

住 所：東京都港区麻布台二丁目 4 番 5 号メソニック 39MT ビル

第 2 条（本件吸収分割）

甲は、本契約に定めるところに従い、第 5 条に規定する効力発生日において、本件事業に関して甲が有する次条に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第 3 条（本件吸収分割により承継する権利義務）

1. 甲が本件吸収分割により乙に承継させる資産、契約その他の権利義務（以下「本件承継権利義務」という。）は、第 5 条に規定する効力発生日における別紙「承継権利義務明細表」に記載の権利義務とする。疑義を避けるために付言すると、別紙「承継権利義務明細表」に明示的に記載されたものを除き、一切の債務（有利子負債、偶発債務、簿外債務その他の債務（当該債務の原因事実の発生時期を問わない。））及び負債は本件承継権利義務に含まれないものとする。なお、本件承継権利義務の承継につき関係官庁その他の関係者の許認可、承諾、同意等を要するものについては、当該許認可、承諾、同意等の取得を条件とする。
2. 甲及び乙は、本件承継権利義務のうち、その移転のために、登記、登録、通知、承諾その他の手続をその移転又は対抗要件具備のために必要とする場合には、必要に応じて、相互に協力するものとする。なお、かかる手続に関連して各当事者に発生する費用（公租公課を含む。）については、各自これを負担するものとする。

第 4 条（本件吸収分割の対価）

1. 乙は、本件吸収分割に際して、本件吸収分割の対価として、甲に対して、金 1,000,000,000 円を支払う。
2. 乙は、効力発生日（次条 1 項に定義される。）において、甲が本件吸収分割に係る登記申請を完了したことを条件として、前項に定める本件吸収分割の対価を、別途甲が指定する銀行口座に振込送金の方法により支払うものとする。なお、振込送金に要する手数料は乙が負担する。

第 5 条（効力発生日）

1. 本件吸収分割の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2023 年 5 月 1 日とする。
2. 前項の規定にかかわらず、本件吸収分割に係る手続上その他の事由により必要な場合には、甲及び乙の合意により、前項に規定する本件吸収分割の効力発生日を変更することができる。

第 6 条（株主総会の承認決議等）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けるものとする。
2. 甲及び乙は、前項に規定するほか、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。

第 7 条（善管注意義務）

甲は、本契約締結後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって本件事業を運営するものとする。

第 8 条（解除等）

甲及び乙は、相手方に重大な本契約違反があり、書面による催告後 2 週間を経過する日までにその違反が是正されなかった場合には、本契約を解除することができる。

第 9 条（本件吸収分割の条件変更及び中止）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本件吸収分割の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本件吸収分割を中止することができる。

第 10 条（本契約の効力）

本契約は、(i)甲において、効力発生日の前日までに、第 6 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けられなかった場合、(ii)法令等に定められた本件吸収分割の実行に必要な関係官庁等

の承認等が得られない場合、(iii)第8条の規定により本契約が解除された場合、並びに(iv)前条に基づき本件吸収分割が中止された場合には、その効力を失う。

第11条（協議）

本契約で規定するものの他、本件吸収分割に関して必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

第12条（管轄）

甲及び乙は、本契約に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(以下、余白)

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2023年3月10日

(甲)

東京都渋谷区神宮前二丁目26番8号

神宮前グリーンビル4F

EQIQ株式会社

代表取締役 Casey Wahl



(乙)

東京都港区麻布台二丁目4番5号

メゾニック39MTビル

株式会社SHIFT

代表取締役 丹下 大



別紙

承継対象権利義務明細表

効力発生日において乙が甲から承継する権利義務は、効力発生日における次に定める甲の権利義務とする。

1. 承継する資産

効力発生日時点において、本件事業に関して甲が有する資産。但し、現金(第2項に記載の前受金に相当する金額を除く。)、預金、効力発生日前の期間に対応する売上債権、流動資産(前払費用を除く。)及び固定資産を除く。

2. 承継する債務

効力発生日時点における前受金を除いて、効力発生日時点において存在する本件事業に関する負債は承継しない。疑義を避けるために付言すると、(i)効力発生日時点において未発生の潜在債務(発生原因が効力発生日前にあるものを除く。)及び(ii)効力発生日までの期間に対応する、給与、賞与、諸手当、退職金その他の報酬、厚生年金保険、健康保険、雇用保険、労働者災害補償保険を含む社会保険料及び労働保険料その他これらに類する債務を除く。

3. 承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産権

効力発生日時点において、本件事業に関して甲が保有する商標権(標準文字商標「Wahl & Case」(登録番号第6030687号)及び標準文字商標「AnshinContract」(登録番号第5439162号))その他の知的財産権。

(2) 契約(雇用契約を除く)

効力発生日時点において、甲が締結した人材紹介に係る契約その他本件事業のみに属する一切の契約(賃貸借契約、従業員との間の契約、その他の労働契約を除く。)上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

(3) 雇用契約

効力発生日時点において、本件事業に主として従事する甲の従業員に係る一切の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する一切の権利義務。但し、効力発生日時点において発生済みの未払賃金、賞与その他の報酬に係る債務を除く。

以上



別紙2 (吸収分割会社の最終事業年度の貸借対照表)

貸借対照表

令和 3 年 12 月 31 日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	(133,529)	流動負債	(114,624)
現金及び預金	68,270	買掛金	234
売掛金	59,827	1年内返済予定の長期借入金	13,734
前払費用	5,431	未払費用	26,306
その他	0	未払法人税等	200
固定資産	(8,467)	未払消費税等	20,014
有形固定資産	(4,709)	前受金	24,135
建物	4,709	預り金	10,226
投資その他の資産	(3,757)	賞与引当金	14,698
差入保証金	3,334	返金引当金	5,074
長期前払費用	423	固定負債	(94,105)
		長期借入金	94,105
		負 債 合 計	208,729
		【純資産の部】	
		株主資本	(△ 66,731)
		資本金	(30,006)
		資本剰余金	(20,006)
		資本準備金	20,006
		利益剰余金	(△ 116,743)
		利益準備金	270
		その他利益剰余金	△ 117,013
		繰越利益剰余金	△ 117,013
		純 資 産 合 計	△ 66,731
資 産 合 計	141,997	負債及び純資産合計	141,997

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。